

福岡県医発第82号(地)
平成17年4月8日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋



平成17年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成17年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改正に伴い、別紙のとおり取扱う旨、福岡県保健福祉部より通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

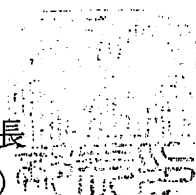
担当理事 友清 明



16監保第5563号
平成17年3月31日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(監査保護課医療・電算係)



平成17年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。



生活保護法による出産扶助の取り扱い(17. 4. 1)

1 北九州市・福岡市で出産した場合について

NO. 1

1 基準額	施設分べん 160,000 円以内		(特別基準 240,000 円以内)	
	居宅分べん 204,000 円以内			
2 加算				
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん		イ 助産師等、助産施設での分べん	
	6 日入院の場合	113,220 円以内	6 日入院の場合	53,280 円以内
	7 日入院の場合	132,090 円以内	7 日入院の場合	62,160 円以内
	8 日入院の場合	150,960 円以内	8 日入院の場合	70,690 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内		5,400 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん		イ 助産師等、助産施設での分べん	
		一般基準 特別基準		一般基準 特別基準
(基準+入院料 +衛生材料費)	6 日入院	278,620 円以内 358,620 円以内	6 日入院	218,680 円以内 298,680 円以内
	7 日入院	297,490 円以内 377,490 円以内	7 日入院	227,560 円以内 307,560 円以内
	8 日入院	316,360 円以内 396,360 円以内	8 日入院	236,090 円以内 316,090 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内	(特別基準 240,000 円以内)	衛生材料費	5,400 円以内
	合 計 209,400 円以内	(特別基準 245,400 円以内)		
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 160,000 円以内		(特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内	
	合 計 165,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)			
	入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)			
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照)			
	施設分べん基準額 160,000 円以内		(特別基準は適用しない)	
	衛生材料費 5,400 円以内			

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料		一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)	
	Ⅰ 群 1	Ⅰ 群 2						
	1,209	1,107	452	9	25	192		1,887
	Ⅰ 群 3	939						
	Ⅰ 群 4	842						
	Ⅰ 群 5	783						

	有床診療所入院基本料		有床診療所初期加算		地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	Ⅰ 群加算		7日以内	8~14日以内			7日以内	8~14日以内
助産師等、 助産施設	Ⅰ 群加算	504	223	188	9	152	888	853
	Ⅰ 群 1	489						
	Ⅰ 群 2	456						
	Ⅰ 群 3	415						

(注)① 病院・診療所の算出基礎は「Ⅰ 群 1」を適用している。

② 助産師等、助産施設の算定基礎は「Ⅰ 群 加算」を適用している。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(17. 4. 1)

2 久留米市・飯塚市で出産した場合について

NO. 2

1 基準額	施設分べん 160,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 112,980 円以内 7 日入院の場合 131,810 円以内 8 日入院の場合 150,640 円以内 (2)衛生材料費 5,400 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 53,040 円以内 7 日入院の場合 61,880 円以内 8 日入院の場合 70,370 円以内 5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 278,380 円以内 358,380 円以内 7 日入院 297,210 円以内 377,210 円以内 8 日入院 316,040 円以内 396,040 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 218,440 円以内 298,440 円以内 7 日入院 227,280 円以内 307,280 円以内 8 日入院 235,770 円以内 315,770 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 160,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 165,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 160,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料		一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	Ⅰ群 1	1,209	452	5	25	192	1,883
	Ⅰ群 2	1,107					
	Ⅰ群 3	939					
	Ⅰ群 4	842					
	Ⅰ群 5	783					

	有床診療所入院基本料		有床診療所初期加算		地 域 加 算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
			7日以内	8～14日以内			7日以内	8～14日以内
助産師等、 助産施設	Ⅰ群加算	504	223	188	5	152	884	849
	Ⅰ群 1	489						
	Ⅰ群 2	456						
	Ⅰ群 3	415						

(注)① 病院・診療所の算出基礎は「Ⅰ群 1」を適用している

② 助産師等、助産施設の算定基礎は「Ⅰ群 加算」を適用している。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(17. 4. 1)

3 北九州市・福岡市・久留米市・飯塚市を除いた地域で出産した場合について

NO. 3

1 基準額	施設分べん 160,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 112,680 円以内 7 日入院の場合 131,460 円以内 8 日入院の場合 150,240 円以内 (2)衛生材料費 5,400 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 52,740 円以内 7 日入院の場合 61,530 円以内 8 日入院の場合 69,970 円以内 5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 278,080 円以内 358,080 円以内 7 日入院 296,860 円以内 376,860 円以内 8 日入院 315,640 円以内 395,640 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 218,140 円以内 298,140 円以内 7 日入院 226,930 円以内 306,930 円以内 8 日入院 235,370 円以内 315,370 円以内
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 160,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 165,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 160,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料		一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	Ⅰ群 1	1,209					
	Ⅰ群 2	1,107	452		25	192	1,878
	Ⅰ群 3	939					
	Ⅰ群 4	842					
	Ⅰ群 5	783					

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料		有床診療所初期加算		地 域 加 算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
	Ⅰ群加算	504	7日以内	8~14日以内			7日以内	8~14日以内
	Ⅰ群 1	489	223	188		152	879	844
	Ⅰ群 2	456						
	Ⅰ群 3	415						

(注)① 病院・診療所の算出基礎は「Ⅰ群 1」を適用している

② 助産師等、助産施設の算定基礎は「Ⅰ群 加算」を適用している。